

# 全栃木教職員組合 県教育委員会交渉確認事項

## 交渉事項

1. 県教育委員会として競争的な教育を行わないこと。悉皆の学力調査は早急に廃止すること。「全国学力調査」を廃止するよう国に求めること。部活動の成績の調査書記載をやめること
2. 「共同訪問」は5年に1回とすること。研修は参加者の自主性を最大限尊重し、長時間労働となる宿泊研修は廃止し、過重な報告書等の提出などを求めないこと。自宅研修を勧めること。研究指定校は廃止すること。
3. 教職員評価について
  - (1) 「CEART 勧告」を尊重し、廃止も視野に入れた協議を組合と行うこと。昇給への反映による生涯賃金引き下げを行わないこと。教職員評価によって現場を混乱させないこと。
  - (2) 臨時的任用者に対して実施しないこと。
4. 希望と納得の原則に基づく民主的な人事を推進すること。再任用については「総務副大臣通知」に基づき、希望する教職員のすべてに再任用を保障するとともに、勤務校や勤務態様についても希望を尊重するとともに、同一校での勤務とすること。指導主事・管理主事等への登用試験を実施すること。部活動指導について、顧問や担当競技について教職員の意向を尊重すること。
5. 教員採用試験について
  - (1) 受験年齢を59歳まで引き上げること。
  - (2) 職務遂行力をより評価する採用試験とすること。前年度の一次試験合格者、1年以上の勤務経験のある臨時、非常勤教員に対しては一次試験を免除すること。
  - (3) 適性検査を行わないこと。
  - (4) 採用前研修を行わないこと。行う場合は日当や交通費を支給し、交通災害などへの補償も行うこと
6. 臨時、非常勤教員の待遇改善について
  - (1) 常勤の臨時教員の職名を教諭・養護教諭とし、給与も2級を適用して正規採用教員と同額の賃金を支給すること。公立学校共済組合にも加入させること。
  - (2) 3月31日も任用を継続すること。
  - (3) 非常勤教員の報酬を引き上げること。テスト作成や評価の時間にも報酬を支給すること。
  - (4) 臨時免許取得に関わる経費は、教育委員会が負担すること。
7. 長時間過密労働をなくすために
  - (1) 週38時間45分労働を厳守し、労働基準法や給特法に違反する長時間過密労働を解消すること。文科事務次官「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」早急に具体すること。やむを得ず長時間労働になった場合も、「通知」どおりに「月45時間、年360時間」以内とすること。
  - (2) 休憩時間を確保すること。管理職に対し、休憩時間を確保しないことは労働基準法違反であることを強く指導すること。
  - (3) 5日間の年次有給休暇取得について、管理職に強く指導すること。
  - (4) 中体連の春季大会を廃止し、地区の総合体育大会も6月中に実施すること。中体連、高体連及び各競技団体に、大会精選を求めること。役員になっている教職員にこのことを強く指導すること。
  - (5) 長期休業中の週休日に部活動を行わせないこと。高等学校での部活動の合宿練習を行

わせないこと。

- (6) 高校の土曜日に実施している授業や模擬試験は行わせないこと。模擬試験は課業日に実施すること。
- (7) 「研究会」等が主催する週休日の展覧会やコンクールについて、教職員に会場担当などを行わせないこと。職務として命じられない地域の行事等に教職員を参加させないこと。
- (8) 長時間にわたる学校行事を許可しないこと。
- (9) 変形労働時間制は導入しないこと。
8. 教職員を増やし、小学校6年以上と高等学校でも少人数学級をすすめること。傷病休暇等の代替教職員を確保すること。県立学校では校種、課程や学科に関わりなく、これまで以上に正規採用教員を増やすこと。
9. 定員割れした場合は再募集を行うこと。特色選抜は廃止を含めて再検討を行うこと。
10. 特別支援学校の教育条件をさらに充実させ、特別教室を確保すること。特別支援学校の設置基準の策定や特別支援学級の定員を6名とするよう国に求めること。
11. 学校の放射線量計測を継続すること。児童生徒が主体的に放射線から健康および生命を守る学習を推進すること。児童生徒に関わる放射線問題について、県教委内に対策を検討、決定できる組織を設けること。
12. すべての学校で実効ある労働安全衛生体制を構築すること。特に衛生委員会等労使で審議することを促すこと。市町教委に対しても今まで以上に強く働きかけること。医師の「面接指導」について、教職員に周知すること。法に則った健康診断を行うこと。
13. あらゆるハラスメントを根絶すること。
14. 宮城県が行っている「特約退職制度」を導入すること。
15. 不妊治療に対する特別休暇を新設すること。
16. P T Aや同窓会などの任意団体について、加入は自由意思に基づくことを、保護者・生徒・教職員に周知徹底すること。学校が任意団体に対して、個人情報である保護者・教職員・生徒氏名を無断で提供させないこと。教職員が組織する研究団体に対しても同様の対応を行うこと。
17. 不当労働行為を行わないこと。行った管理職等については県教委としてその解決にあたること。

以 上